

「週休2日工事」実施要領の改正概要(R8.10)について

宮崎県の「週休2日工事」実施要領改定※に伴い、延岡市の「週休2日工事」実施要領の改正等を行います。当改正は、執行伺いの起票日が令和8年10月1日以降の工事から適用されます。

(※県土整備部技術企画課 R8.10 改定)

延岡市の R8.10 改正要領		主な改正内容
・「週休 2 日工事」実施要領	一般土木・ 上下水道整備事業	・ <u>週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)。</u>
	農業農村整備事業	
	環境森林事業	完全週休 2 日(土日)の導入、 通期の補正係数の廃止
・営繕工事における「週休2日促進工事」実施要領		・ <u>週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)。</u>

週休2日工事の対象案件

① 一般土木・上下水道整備事業、営繕工事、農業農村整備事業の場合

全ての工事とします。※1

週休 2 日は、受注者が現場の実情に合わせ適宜選択できるものとします。※2

発注者による現場閉所又は休日率の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日工事の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとします。なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所又は技術者及び技能労働者の休日状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とします。

② 環境森林事業の場合

全ての工事とします。※1

なお【発注者指定型】と【受注者希望型】の棲み分けは以下のとおりです。

●【発注者指定型】：設計金額 2,500 万円以上の工事を対象とします。

また、その中から発注担当課室において選定し、特記仕様書に明示するものに適用します。

●【受注者希望型】：発注者指定型としなかった全ての工事を対象とします。

③ 共通 全ての対象工事について、初回協議における、受注者の意向確認を行うようにしてください。

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における審査項目「7. 法令遵守等」において、**1点減点**するものとします。(受注者希望型を除く)

※1：ただし、災害復旧工事など、週休2日を確保することが困難な工事については、対象外とすることができるものとします。

※2：完全週休2日(土日)、月単位の週休2日、通期の週休2日のいずれか

週休2日工事の補正係数

【工事費の積算】

- 一般土木・上下水道整備事業の場合
週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)。
- 農業農村整備事業の場合
週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)。
- 環境森林事業の場合
完全週休2日(土日)の補正係数を乗じて予定価格を作成し、実績に応じて変更。
- 営繕工事の場合
週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)。

週休2日について			R8.10.1以前の執行伺い			R8.10.1以降の執行伺い		
番号	補正係数		一般土木・上下水道整備事業	農業農村整備事業	環境森林事業	一般土木・上下水道整備事業	農業農村整備事業	環境森林事業
①	対象補正係数	完全週休2日(土日)	○(1.02~1.03)			補正係数の撤廃		○(1.00~1.02)
		月単位の4週8休以上	○(1.01~1.02)	○(1.02~1.05)	○(1.02~1.05)			○(1.00~1.02)
		通期の4週8休以上			○(1.02~1.03)			
		週単位の週休2日		○(1.02~1.06)				
②	【発注者指定型の場合】 予定価格を算出する際の 当初設計補正係数	完全週休2日(土日)						○
		月単位の4週8休以上	○	○				
		通期の4週8休以上			○			
		週単位の週休2日						
③	【発注者指定型の場合】 週休2日工事実施後の 変更契約について	完全週休2日(土日)	達成した場合増額					
		月単位の4週8休以上	達成できなかった場合減額	達成できなかった場合減額	達成した場合増額			達成できなかった場合減額
		通期の4週8休以上			達成できなかった場合減額			達成できなかった場合減額
		週単位の週休2日		達成した場合増額				